

## 令和8年1月 四万十市農業委員会 議事録

- 1 日 時 令和8年1月9日（金）午後4時00分～午後4時40分  
 2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会議室  
 3 出席委員

(1) 農業委員 18名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	徳留 佳代	14	芝 順子
2	山崎 秀和	9	坂本 一	15	伊勢脇 精藏
3	山本 美加	10	谷崎 容子	16	土居 忠栄
4	桑原 宏文	11	遠地 美千代	17	清水 優志
6	加用 雅啓	12	山本 官	18	岡崎 誠
7	安藤 久徳	13	池田 三郎	19	植 俊彦

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	武井 健治	4	岡本 尚子	6	室津 平
3	宮崎 幸一	5	宮地 秀之	7	宮地 浩

4 欠席委員

(1) 農業委員 1名

番号	氏名
5	井上 靖好

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	8	竹村 光一

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	吉田 貴浩	係長 (西土佐地域担当)	田中 雄一
事務局長補佐	宮崎 智也	主幹	山岡 早輝
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主幹 (西土佐地域担当)	今川 和生
係長	正岡 研二	会計年度任用職員	岡崎 武

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（2件）  
 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（1件）  
 第3号議案 非農地証明書の交付について（7件）  
 報告事項  
 その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	<p>只今から令和8年1月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。</p> <p>まず事務局より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは諸般の報告をさせていただきます。</p> <p>欠席の届出がございます。議席番号5番 井上 靖好委員の1名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中18名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>なお、推進委員は、東 正世 委員、竹村 光一 委員より欠席の届出がありました。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号18番 岡崎 誠 委員、議席番号19番 植俊彦 委員をお願いします。</p>
議長（清水会長）	<p>それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。</p> <p>番号1。土地の表示は、江ノ村字ミソコタキ 他 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴30年の60歳の方で、農作業への従事日数は年間200日となっております。労働力は、譲受人と農作業歴3年の夫、農作業歴60年の夫の母の3人となっております。農機具はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を所有しているとのことです。申請地は住所地から車で約5分の距離となっております。</p> <p>現在、申請地の田や畑は草刈りがされ管理されており、取得後は譲受人と夫と夫の母が水稻、季節野菜、柑橘類を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。</p> <p>続きまして番号2。議案書は6ページになります。土地の表示は、若藤字立野 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴10年の70歳の方で、農作業への従事日数は年間150日となっております。</p> <p>労働力は、譲受人のみとなっております。農機具はトラクター1台、管理機1台、軽トラック1台、散粉機1台、</p>

	<p>草刈り機1台をリースしているとのこと。申請地は居住地から750mの距離となっております。</p> <p>現在、申請地には季節野菜を栽培しており、取得後は引き続き譲受人が季節野菜を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。</p> <p>「山本美加委員」1番についてお願いします。</p>
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	<p>12月22日申請地の状況確認及び譲受人への聞き取りを行いました。申請地の現況は66筆中、田は42筆畑は24筆となっております。譲受人の親は譲渡人の3つ違いの姉です。譲受人は姉の息子の嫁に当たる方です。譲受人は主に水稲、季節野菜、柑橘類を耕作しており、今回取得しようとする農地についても同様に水稲、季節野菜、柑橘類を耕作していくとのこと。周辺の農地に影響はありません。また譲受人は江ノ村地区で多面的機能支払制度、中山間の適用を受けたのに対し、一農家として共同活動を全面的に支え、大切な農地を守り、農業農地の維持発展のために支援をしていきたいと考えているそうです。以上のことから農地法第3条の許可については適当であると考えます。</p>
議長（清水会長）	<p>岡本推進委員から、意見などはございませんか。</p>
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	<p>山本美加委員が説明して下さった通りで、譲受人と譲渡人は兄弟でして、お姉さんの方に妹さんの方が相談されたのですが、子どもが江ノ村に帰ってくる予定がないということで、お母さんが困っていて、お姉さんの方に相談されてお姉さんの方は農家をやっているの、受けてくれるとのことですので、海外にも住まわられていて全く帰る予定はありませんので、全て財産をいうのは処分してくださいということでしたので、そのような相談をされたそうです。以上で、結果譲受人の方の姉でよろしいと思います。</p>
議長（清水会長）	<p>続きまして、「山本官委員」2番についてお願いします。</p>
●12番 山本官委員 （後川地区担当）	<p>12月20日午後1時頃推進員の武井さんを2人で現地確認を行いました。申請地は土地改良区の一部にあり、季節野菜が栽培されていてきれいに管理されていました。この案件は譲渡人が高齢で管理が出来なくなったので、譲受人に売買で譲渡するものです。譲受人にはその日は本人の仕</p>

	<p>事の都合で会うことができませんでしたが、後日電話で確認をしました。話では、取得後も季節野菜を栽培して、近隣農家に農地に迷惑をかけないようにきれいに管理するということです。許可に問題はないと考えます。以上です。</p>
議長（清水会長）	<p>武井推進委員から、意見などはございませんか。</p>
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	<p>今山本委員から説明がありましたが、当日20日の1時頃に現地に集合して、説明があったように譲受人は所用のため、出席はできませんでした。後日、先ほどの説明したとおり譲受人から説明を聞き取った次第でございます。譲渡人は高齢で農業を営む家族がいないということで引き受け手を募っておりましたけれども、ようやく所有権移転の申請ができることとなったということで、一安心されております。譲受人は季節野菜あるいは花を栽培するとともに土地の立地条件からして、車を置く場所が欲しいということで一部を活用できたらなという意向を持っております。近隣に与える影響は全くないと感じられます。同時に土地の有効活用は重要との判断から、農地法第3条の規定による許可申請は妥当と考えました。以上でございます。</p>
議長（清水会長）	<p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。</p>
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	<p>議席番号3山本美加です。番号2の売買の件なんですけれども、これは畑として使うのではなくて、一部を駐車場にするということですか。</p>
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	<p>農地法の問題もありまして、それが可能かどうかという問題もあります。できれば一部活用したいという思いがあるということをお聞きしました。</p>
事務局	<p>将来的にということですかね。どこの畑もそうなんですけれども、畑を活用するのに必要な駐車スペースというところで、何台か置けるようにとかいう話になるとそこでまた用途変更、形状変更という話になるかとは思いますが。現時点では、耕作用という解釈でよろしいです。</p>
●12番 山本官委員 （後川地区担当）	<p>私の聞いた範囲では、そこは取得すると野菜を作る、ただ車の乗り入れなんかもしたいので、そういうところも発生するかもしれんけど、今のところは季節野菜を今の現状で作ると聞いてますので、私は問題ないと判断しております。以上です。</p>

議長（清水会長）	他にご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は7ページになります。 番号1。土地の表示は、古津賀三丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。12月22日、地区担当の山崎委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅建築をするものです。場所については、古津賀駅より南西約550メートルに位置する農地で、東側は市道、南側、北側および西側は農地となっておりますが、所有者からの同意書の提出があります。排水計画について、雨水は東側市道へ排水、屋根の雨水は集水桝に集め東側市道側溝へ排水します。生活排水については、合併浄化槽で浄化し東側市道側溝へ排水します。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。以上です
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山崎委員」1番についてお願いします。
●2番 山崎委員 （八東・東山地区担当）	12月22日申請代理人、会長、事務局とともに現地の確認をしました。場所はダイハツの向かい側の第一種中高層住居専用地域であり、都市計画で計画された区域であります。事務局の説明通り特に周りに支障になるものはなく、5条の許可申請は適当であると思います。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか。

<p>◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)</p>	<p>12月21日に現地を確認しました。この辺りも最近住宅がよく建っていて、たまに申請が出るところですが、第5条の規定による許可申請については問題ないと思います。以上です。</p>
<p>議長(清水会長)</p>	<p>以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議長(清水会長)</p>	<p>ご意見・ご質問がないようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
<p>農業委員</p>	<p>《全員挙手》</p>
<p>議長(清水会長)</p>	<p>ありがとうございます。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。</p>
<p>議長(清水会長)</p>	<p>続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。 議案書は8ページになります。 番号1。土地の表示は西土佐須崎字山神坊、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12月19日に会長職務代理と現地へ向かい、地区担当の篠田委員、宮地推進委員および申請人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われまます。 続きまして番号2。土地の表示は古津賀字トリクビ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12月22日、地区担当の山崎委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。</p>

現地は更地の状態で既に農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。課税状況についても、雑種地での課税となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われま

す。続きまして番号3。議案書は9ページになります。土地の表示は、江ノ村字タカゴロ 他 以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12月22日に現地へ向かい、地区担当の山本委員、岡本推進委員、申請人及び申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。ヒノヲク3338番には倉庫が建っており、それ以外の申請地は立木が生えて山林化と

なっており既に農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、ヒノヲク3338番を除くタカゴロ2719番他14筆については耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われま

す。続きまして番号4。議案書は10ページになります。土地の表示は川登字大舟木、他 以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12月22日、地区担当の植委員と武井推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。大舟木2241番3は道路となっており、それ以外の申請地は立木や草に覆われて既に農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、大舟木2241番3を除く大舟木2235番他6筆については耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われま

続きまして番号5。議案書は11ページになります。土地の表示は川登字坊ヶ谷、他 以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12月22日、地区担当の植委員と武井推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は立木に覆われて既に農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして番号6。土地の表示は川登字大家ヤシキ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12月22日、地区担当の植委員と武井推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は立木や草に覆われて既に農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。

続きまして番号7。土地の表示は川登字地藏ヶ谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。12月22日、地区担当の植委員と武井推進委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は立木に覆われて既に農地でない状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっております。

以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。以上です。

議長（清水会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。

続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「篠田委員」1番についてお願いします。

<p>● 1 番 篠田委員 (西土佐須崎地区ほか担当)</p>	<p>先月 19 日に遠地副会長並びに宮地推進委員、事務局と申請者立会いの下、現地確認を行いました。現地は畑となっていますが、大変日当たりの悪い急傾斜地で効率的な耕作は困難な立地でした。周辺も山林に囲まれており、周辺農地の影響はなく、農地行政上問題ないと思います。また、申請者の鳥獣害対策への苦勞を思えば、今回の申請は妥当と考えます。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>宮地浩推進委員から、意見などはございませんか。</p>
<p>◇宮地浩委員 (西土佐須崎地区ほか担当)</p>	<p>今ほど篠田委員が言った通りで、様子を見に上がることもできないくらい茂っておりました。写真で見ると指さした先が一段元になっているように見えるかと思いますが、目の錯覚です。傾斜でずっと上までですので、当時もどうやって収穫してたのかと思うようなところでした。それもありまして、今回のことについては妥当じゃないかと思えます。以上です。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>続きまして、「山崎委員」2 番についてお願いします。</p>
<p>● 2 番 山崎委員 (八東・東山地区担当)</p>	<p>12 月 22 日会長、事務局とともに現地の確認をしました。場所は土佐電子の前の土地で駐車場でした。約 20 年前から使用しており、人為的に転用されてから 15 年以上経過しており、農地に戻すことは困難なことから、非農地証明の交付については適当であると思えます。以上です。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>宮地秀之推進委員から、意見などはございませんか。</p>
<p>◇宮地秀之委員 (中村・具同・東山地区担当)</p>	<p>12 月 21 日現地を確認しました。前のスクリーンではちょっと見にくいですが、隣にハウスがあります。このハウスは自分のハウスです。自分が取得したのは、令和元年ですが、その前に耕作されてきた方も知り合いで、約 15 年前ぐらい前からこのハウスにはよく行っていましたが、当時からここはこういう状態でたまにここも通らせてもらうわけですが、この土地をもう一度農地に戻すことは非常に困難だと思います。よって、非農地証明の交付については適当であると思えます。以上です。</p>
<p>議長 (清水会長)</p>	<p>続きまして、「山本美加委員」3 番についてお願いします。</p>
<p>● 3 番 山本美加委員 (中筋・東中筋地区担当)</p>	<p>番号 3 についてですが、当該地は 16 筆田畑ともほぼ山林化しており、また先ほど事務局の方から説明があったとおり、ヒノヤク 3338 については宅地になっている状態で</p>

	農地への復帰は困難と判断しました。以上のことから非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか。
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	山本委員が今説明してくれましたが、とても元に戻すことができるような状態ではありませんので、非農地証明の方は妥当だと思います。
議長（清水会長）	続きまして、「植委員」4番から7番についてお願いします。
●19番 植委員 （大川筋地区担当）	この非農地申請のところは以前からもずっと要望がありましたところで、小分けで出てくるけんまた先も続くがですよ。もう一括にしてもらったらえいがですけど、なんか理由があるみたいで。一番先には山本委員がいてくれて、それからもうあと僕と武井さんと。この件については4番から最後の7まで一括します。12月22日10時半頃現地で立ち合いをしました。事務局、代理人、武井推進員、私と8名です。現地は写真で見るともう40年以上ぐらい放置しております。ここは農地の転移は無理だと思いました。また、山の方はもうほとんど山林でですね。もう60年ぐらいの木になっています。以上をもって非農地申請は適当であると思います。以上です。
議長（清水会長）	武井推進委員から、意見などはございませんか。
◇武井委員 （大川筋・後川地区担当）	今植委員から詳しく説明がありました。とにかく現地は地権者4名と地番が16箇所というところに持ってきて原野山林で覆われた状況で現場に入りづらく、遠くからの確認となる状況でした。長年耕作放棄して山林となった現在に至っては、この一帯を復元するということは難しいとの判断をいたしました。したがって非農地証明の申請は妥当と考えております。以上でございます。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員のご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問がないようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》

議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	最後に、委員の皆様から何かございませんか。 ないようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。 これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 1 月 9 日

議長 清水優志

署名委員 岡崎 誠

署名委員 植 俊 彦

